

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT8113154

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
LION CORPORATION	01/01/2023
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	LION CORPORATION
Street Address:	1-3-28, KURAMAE, TAITO-KU
City:	TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	111-8644
PROPERTY NUMBERS Total: 5	
Property Type	Number
Patent Number:	7592302
Patent Number:	8426386
Patent Number:	8501972
Patent Number:	9708252
Patent Number:	10407645
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)739-2815
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Email:	recordals@cpaglobal.com
Correspondent Name:	CPA GLOBAL
Address Line 1:	CASTLE STREET , LIBERATION HOUSE
Address Line 4:	ST HELIER, JERSEY, JAPAN JE1 1BL
NAME OF SUBMITTER:	PETAR JOVANOVIC
SIGNATURE:	/IPR/AC/NGB Lion (CP2023-140)/US
DATE SIGNED:	08/15/2023
Total Attachments: 33	
source=Full document-compressed 2#page1.tif	
source=Full document-compressed 2#page2.tif	
source=Full document-compressed 2#page3.tif	
source=Full document-compressed 2#page4.tif	

source=Full document-compressed 2#page5.tif
source=Full document-compressed 2#page6.tif
source=Full document-compressed 2#page7.tif
source=Full document-compressed 2#page8.tif
source=Full document-compressed 2#page9.tif
source=Full document-compressed 2#page10.tif
source=Full document-compressed 2#page11.tif
source=Full document-compressed 2#page12.tif
source=Full document-compressed 2#page13.tif
source=Full document-compressed 2#page14.tif
source=Full document-compressed 2#page15.tif
source=Full document-compressed 2#page16.tif
source=Full document-compressed 2#page17.tif
source=Full document-compressed 2#page18.tif
source=Full document-compressed 2#page19.tif
source=Full document-compressed 2#page20.tif
source=Full document-compressed 2#page21.tif
source=Full document-compressed 2#page22.tif
source=Full document-compressed 2#page23.tif
source=Full document-compressed 2#page24.tif
source=Full document-compressed 2#page25.tif
source=Full document-compressed 2#page26.tif
source=Full document-compressed 2#page27.tif
source=Full document-compressed 2#page28.tif
source=Full document-compressed 2#page29.tif
source=Full document-compressed 2#page30.tif
source=Full document-compressed 2#page31.tif
source=Full document-compressed 2#page32.tif
source=Full document-compressed 2#page33.tif

Declaration by The Translator

I, Tomonori Nakamura, declare and state:

THAT I am a citizen of Japan presently employed at NGB Corporation, having place of business at 1-7-13, Nishi-Shimbashi, Minato-ku, Tokyo, Japan;

THAT I understand Japanese and English languages and that the attached document in English is a true partial translation made by me of the official documents enclosed.

I declare further that all statement made herein of my own knowledge are true and that all statements made on information and belief are believed to be true; and further that these statements were made with knowledge that willful false statements and the like so made are punishable by fine or imprisonment, or both, under section 1001 of Title 18 the United States Code and that such willful false statements may jeopardize the validity of application or any IP right issuing thereon.

31th July 2023

(Date)



Tomonori Nakamura

CERTIFICATE OF ALL HISTORICAL MATTERS

1-3-28 Kuramae, Taito-ku, Tokyo
Lion Corporation

Company Number	0106-01-016863
Company Name	Lion Corporation
Head Office	1-3-28 Kuramae, Taito-ku, Tokyo

(omitted)

Reference number 7 377960 * Underlined matters indicate deleted matters. 1/27

(omitted)

Regarding registration records matters	Head office relocated from 3-7, Honjo 1-chome, Sumida-ku, Tokyo on January 1, 2023 Registered January 6, 2023
--	--

This is a document certifying the completeness of all unclosed matters recorded in the register.

(Tokyo Legal Affairs Bureau Taito Branch Office Jurisdiction)

January 12, 2023

Tokyo Legal Affairs Bureau Sumida Branch Office

Registrar Katsufumi Arima

Reference number 7 377960 * Underlined matters indicate deleted matters. 27/27

履歴事項全部証明書

東京都台東区蔵前一丁目3番28号
ライオン株式会社

会社法人等番号	0106-01-016863
商号	ライオン株式会社
本店	東京都台東区蔵前一丁目3番28号
電子提供措置に関する規定	当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.lion.co.jp/invest/koukoku/ ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。
会社成立の年月日	大正7年9月3日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歯磨、医薬品、医薬部外品および医療機器の製造販売 2. 石鹸、硬化油、脂肪酸、グリセリン、その他油脂工業品の製造販売 3. 合成洗剤、界面活性剤、その他石油系・油脂系合成品の製造販売 4. 化粧品、香粧品、衛生用品、日用雑貨および化粧用器具の製造販売 5. 食品、食用油脂および食品添加物の製造販売 6. 酸素、水素、化学薬品、工業用薬品および農業用薬剤の製造販売 7. 合成樹脂系製品、その他高分子化合物の製造販売 8. 各種化学機械・装置および器具の製造販売 9. ペットフードおよびペットケア用品の製造販売 10. 衛生、健康、家事、食品および美容等に関する情報提供、サービスの企画、開発、販売、実施および施設の運営 11. 衛生、健康、家事、食品および美容等に関する事業支援および受託 12. 衛生、健康、家事、食品および美容等に関する装置、ソフトウェア等の設計、制作、ならびにその技術の販売および指導 13. 一般貨物自動車運送業、貨物利用運送業および倉庫業 14. 不動産の売買、賃貸および管理業、ならびに旅行業 15. 労働者派遣業、有料職業紹介業 16. 建設業 17. 広告、宣伝代理業 18. 飲食業 19. 物品賃貸業およびその仲介、ならびに代理業 20. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法にもとづく保険代理業 21. 生命保険の募集に関する業務 22. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援 23. 書誌、事務用機器、事務用品の販売 24. 庶務業務の受託

東京都台東区蔵前一丁目3番28号
ライオン株式会社

	25. 前各号の原料、製品、副産物の輸出入業務およびその代行 26. 前各号に附帯関連する一切の事業		
単元株式数	100株		
発行可能株式総数	11億8560万株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 2億9253万6446株		
資本金の額	金344億3372万8970円		
株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店証券代行部		
役員に関する事項	取締役	濱 逸 夫	令和 4年 3月30日重任
			令和 5年 3月30日退任
			令和 5年 4月12日登記
	取締役	堀 川 正 純	令和 4年 3月30日重任
	取締役	堀 川 正 純	令和 5年 3月30日重任
			令和 5年 4月12日登記
	取締役	小 林 健 二 郎	令和 4年 3月30日重任
	取締役	小 林 健 二 郎	令和 5年 3月30日重任
			令和 5年 4月12日登記
	取締役	内 田 和 成	令和 4年 3月30日重任
	取締役	内 田 和 成	令和 5年 3月30日重任
			令和 5年 4月12日登記

東京都台東区蔵前一丁目3番28号
ライオン株式会社

	取締役	白石 隆	令和 4年 3月30日重任
	取締役	白石 隆	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記
	取締役	久米 裕康	令和 4年 3月30日重任
	取締役	久米 裕康	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記
	取締役	乗竹 史智	令和 4年 3月30日重任
	取締役	乗竹 史智	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記
	取締役	田苗 貴子 (菅谷 貴子)	令和 4年 3月30日重任
	取締役	田苗 貴子 (菅谷 貴子)	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記
	取締役	鈴木 均	令和 4年 3月30日重任
	取締役	鈴木 均	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記
	取締役	安江 令子	令和 4年 3月30日重任
	取締役	安江 令子	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記

東京都台東区蔵前一丁目3番28号
ライオン株式会社

	取締役 福田 健吾	令和 4年 3月30日就任
	取締役 福田 健吾	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記
	取締役 竹森 征之	令和 5年 3月30日就任 令和 5年 4月12日登記
	東京都江東区豊洲三丁目6番8-3413号 代表取締役 濱 逸夫	令和 4年 3月30日重任 令和 5年 3月30日退任 令和 5年 4月12日登記
	東京都板橋区東新町二丁目8番6-506号ス ターロワイヤル常盤台壱番館 代表取締役 掬川 正純	令和 4年 3月30日重任
	東京都板橋区東新町二丁目8番6-506号ス ターロワイヤル常盤台壱番館 代表取締役 掬川 正純	令和 5年 3月30日重任 令和 5年 4月12日登記
	千葉県花見川区み春野三丁目9番13号 代表取締役 竹森 征之	令和 5年 3月30日就任 令和 5年 4月12日登記
	監査役 新川 俊之	平成31年 3月28日就任 令和 5年 3月30日退任 令和 5年 4月12日登記
	監査役 鎌尾 義明	平成31年 3月28日就任 令和 5年 3月30日退任 令和 5年 4月12日登記

	監査役 <u>山口隆夫</u> (社外監査役)	平成31年 3月28日就任 ----- 令和 5年 3月30日退任 ----- 令和 5年 4月12日登記
	監査役 <u>竹本節子</u> (社外監査役)	平成31年 3月28日就任 ----- 令和 5年 3月30日退任 ----- 令和 5年 4月12日登記
	監査役 <u>鈴木敦子</u> (社外監査役)	令和 3年 3月30日就任 -----
	監査役 <u>三井寺直樹</u>	令和 5年 3月30日就任 ----- 令和 5年 4月12日登記
	監査役 <u>石井義唯</u>	令和 5年 3月30日就任 ----- 令和 5年 4月12日登記
	監査役 <u>松崎正年</u> (社外監査役)	令和 5年 3月30日就任 ----- 令和 5年 4月12日登記
	監査役 <u>須永明美</u> (社外監査役)	令和 5年 3月30日就任 ----- 令和 5年 4月12日登記
	会計監査人 <u>EY新日本有限責任監査法人</u>	令和 4年 3月30日重任 -----
	会計監査人 <u>EY新日本有限責任監査法人</u>	令和 5年 3月30日重任 ----- 令和 5年 4月12日登記
	取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議によって、法令に定める額を限度として免除することができる。</p>

<p>非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定</p>	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、3,200万円以上であらかじめ定めた額または法令に定める額のいずれか高い額とする。</p>
<p>支店</p>	<p>1 大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号</p> <p>2 福岡市早良区百道浜二丁目3番8号</p> <p>3 名古屋市中区錦二丁目3番4号</p> <p>4 札幌市中央区北一条西七丁目1番地1</p> <p>5 仙台市青葉区一番町三丁目3番20号</p>
<p>新株予約権</p>	<p>第4回株式報酬型新株予約権 新株予約権の数 7203個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 ①当社普通株式7203株 ②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。</p> <p>募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合には、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を割当ての日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から①の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株</p>

式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$d -$

$$\frac{\sigma\sqrt{T}}{2}$$

① 1株当たりのオプション価格 (C)

② 株価 (S) : 平成20年4月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

③ 行使価格 (X) : 1円

④ 予想残存期間 (T) : 6年

⑤ ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成14年4月15日から平成20年4月15日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金10円) \div 上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N(\cdot))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成20年4月15日から平成30年4月14日まで。

新株予約権の行使の条件

① 取締役

当社の取締役 (社外取締役を除く。) に就任後1年を経過 (死亡退任のときを除く。) し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

② 執行役員

当社の執行役員の在任期間が1年以上経過 (死亡退任のときを除く。) し、その地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で1年途中での退任によりその地位を喪失した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間 (1ヶ月未満は1ヶ月とする。) に達して既成して行使することができる旨決議することができる。この場合、端数により算出された1円未満の端数は切り捨てる。

③ 新株予約権を行使できる期間については、平成20年4月15日から平成30年4月14日までの行使期間および上記①②の期間内で当社取締役会に

	<p>において決定する。 <u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u> 次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。 ①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案 ②当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案 ③当社が分業会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案 ④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ⑤募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案</p>
	<p>令和5年4月30日新株予約権の全部行使 令和 5年 5月 9日登記</p>
	<p>ライオン株式会社平成21年第2回株式報酬型新株予約権 <u>新株予約権の数</u> 7267個 <u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</u> ①当社普通株式7267株 ②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。 募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。 $\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の③から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。 $C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$ ここで、 $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2})T}{\sigma \sqrt{T}}$ ①1株当たりのオプション価格（C） ②株価（S）：平成21年4月15日の東京証券取引所における当社普通株</p>

式の普通取引の終値（終値がない場合は、買取引日の基準値段）

③行使価格（X）：1円

④予想残存期間（T）：6年

⑤ボラティリティ（ σ ）：6年間（平成15年4月15日から平成21年4月15日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り（q）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金10円）÷上記②に定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数（N（-））

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に依り比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成21年4月15日から平成31年4月14日まで。

新株予約権の行使の条件

①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

②新株予約権を行使できる期間については、上記新株予約権を行使することができる期間および上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で契約する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と募集新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株

予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得することができるものとする。

令和5年4月30日新株予約権の全部行使

令和 5年 5月 9日登記

ライオン株式会社平成22年第2回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

1万1017個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式1万1017株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

①1株当たりのオプション価格(C)

②株価(S)：平成22年4月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

③行使価格(X)：1円

④予想残存期間(T)：6年

⑤ボラティリティ(σ)：6年間(平成16年4月15日から平成22年4月15日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り(q)：1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金10円)÷上記②に定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数(N(・))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月15日から平成32年4月14日まで。

新株予約権の行使の条件

①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

②新株予約権を行使できる期間については、平成22年4月15日から平成32年4月14日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

令和5年4月30日新株予約権の全部行使

令和 5年 5月 9日登記

ライオン株式会社平成23年第2回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

1万1267個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式 1万1267株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑥の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

① 1株当たりのオプション価格（C）

② 株価（S）：平成23年4月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③ 行使価格（X）：1円

④ 予想残存期間（T）：6年

⑤ ボラティリティ（σ）：6年間（平成17年4月18日から平成23年4月18日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥ 無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

⑦ 配当利回り（q）：1株当たりの配当金（過去12ヵ月の実績配当金10円）÷上記②に定める株価

⑧ 標準正規分布の累積分布関数（N（・））

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債務と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取降させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

② 当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に同じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成23年4月18日から平成33年4月17日まで。

新株予約権の行使の条件

①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

②新株予約権を行使できる期間については、平成23年4月18日から平成23年4月17日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

③この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

令和5年4月30日新株予約権の全部行使

令和 5年 5月 9日登記

ライオン株式会社平成24年第1回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

3346個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式 3346株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成24年1月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 6年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成18年1月12日から平成24年1月12日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金10円) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ① 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 当社が当該普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- ③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年1月12日から平成34年1月11日まで。

新株予約権の行使の条件

- ① 取締役
当社の取締役 (社外取締役を除く。) に就任後1年を経過 (死亡退任のときを除く。) し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
- ② 執行役員
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過 (死亡退任のときを除く。) し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中で退任によりその地位を喪失した場合において、発行

から1年経過していない新株予約権を在任期間（1ヶ月未満は1ヶ月とする。）に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。
この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。

③新株予約権を行使できる期間については、平成24年1月12日から平成25年1月11日までおよび上記①②の期間内で当社取締役会において決定する。

④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
- 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
- 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

令和5年4月30日新株予約権の全部行使

令和 5年 5月 9日登記

ライオン株式会社平成24年第2回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

4万138個

1万6142個

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式 4万138株

②各新株予約権の目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときには、合併または会社分割の条件等を現実のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されて

いない新株予約権の総数を乗じた数とする。

①当社普通株式 1万6142株

②各新株予約権の目的たる株式数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qt} N(d) - X e^{-rt} N(d - \sigma\sqrt{t})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

①1株当たりのオプション価格（C）

②株価（S）：平成24年4月17日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）

③行使価格（X）：1円

④予想残存期間（T）：6年

⑤ボラティリティ（σ）：6年間（平成18年4月17日から平成24年4月17日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

⑥無リスクの利子率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦配当利回り（q）：1株当たりの配当金（過去12ヵ月の実績配当金1円）÷上記②に定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数（N（・））

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り捨てる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年4月17日から平成25年4月16日まで。

新株予約権の行使の条件

①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退職のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

②新株予約権を行使できる期間については、平成24年4月17日から平成25年4月16日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
- 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
- 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

ライオン株式会社平成25年第2回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

4万1511個

1万6694個

令和5年4月30日変更 令和5年5月9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式 4万1511株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

- ①当社普通株式 1万6694株
②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

令和5年4月30日変更 令和5年5月9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- ①1株当たりのオプション価格（C）
②株価（S）：平成25年4月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）
③行使価格（X）：1円
④予想残存期間（T）：6年
⑤ボラティリティ（σ）：6年間（平成19年4月15日から平成25年4月15日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値にもとづき算出した株価変動率
⑥無リスクの利率（r）：残存年数が予想残存期間に対応する適償の利率
⑦配当利回り（q）：1株当たりの配当金（過去12ヶ月の実績配当金10円）÷上記②に定める株価
⑧標準正規分布の累積分布関数（N（・））

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ①各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
②当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするや

むを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年4月15日から平成55年4月14日まで。

新株予約権の行使の条件

①当社の取締役（社外取締役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

②新株予約権を行使できる期間については、平成25年4月15日から平成55年4月14日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案

2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案

3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案

4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

ライオン株式会社平成26年第1回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

5060個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式 5060株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨の新株予約権を割当ての日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株

式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成26年1月14日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 6年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成20年1月14日から平成26年1月14日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金10円) \div 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ① 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- ③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年1月14日から平成36年1月13日まで。

新株予約権の行使の条件

- ① 取締役
当社の取締役 (社外取締役を除く。) に其任後1年を経過 (死亡退任のときを除く。) し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。
- ② 執行役員
当社の執行役員の在任期間が1年以上経過 (死亡退任のときを除く。) し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役又は執行役員が在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期満了でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間 (1ヶ月未満は1ヶ月とする。) に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1円未満の端数は切り捨てる。

③新株予約権を行使できる期間については、平成26年1月14日から平成27年1月13日までおよび上記①②の期間内で当社取締役会において決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
- 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
- 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

ライオン株式会社平成26年第2回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

3万2504個

1万3072個

令和5年4月30日変更 令和5年5月9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式 3万2504株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

①当社普通株式 1万3072株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権を割当ての日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma \sqrt{T}}$$

①1株当たりのオプション価格 (C)

②株価 (S) : 平成26年4月15日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

③行使価格 (X) : 1円

④満期 (T) : 6年

⑤ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成20年4月15日から平成26年4月15日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値にもとづき算出したボラティリティ

⑥無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

⑦無当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金10%) ÷ 上記②に定める株価

⑧標準正規分布の累積分布関数 (N(・))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

①各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。)は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

②当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年4月15日から平成27年4月14日まで。

新株予約権の行使の条件

①当社の取締役 (社外取締役を除く。)に就任後1年を経過 (死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。

②新株予約権を行使できる期間については、平成26年4月15日から平成27年4月14日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①次の各号に掲げる事項が株主総会（株主総会の承認を要しない場合は取締役会）で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
- 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
- 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
- 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権付当選契約に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

ライオン株式会社平成27年第1回株式報酬型新株予約権

新株予約権の数

4966株

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当会社普通株式 4966株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」といふ。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当該普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の方式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨募集新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した全部を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から④の基礎数値にもとづき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成27年1月13日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 6年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成21年1月13日から平成27年1月13日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値にもとづき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金10円) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ① 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の付合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- ③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年1月13日から平成27年1月12日まで。

新株予約権の行使の条件

- ① 当社の執行役員が1年以上経過 (死亡退任のときを除く。) し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役が就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員が1年以上経過または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役が就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間 (1ヵ月未満は1ヵ月とする。) に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1円未満の端数は切り捨てる。
- ② 新株予約権を行使できる期間については、平成27年1月13日から平成27年1月12日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事自及び取得の条件

- ① 次の各号に掲げる事項が株主総会 (株主総会の承認を要しない場合は取締役会) で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償

	<p>て取得することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または附設分割契約書承認の議案 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 <p>②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。</p>
	<p>ライオン株式会社平成27年第2回株式報酬型新株予約権 新株予約権の数</p> <p style="margin-left: 2em;">2万8725株 1万1552株</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月30日変更 令和5年5月9日登記</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>①当社普通株式 2万8725株</p> <p>②募集後付新株予約権割当の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。</p> <p>募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当該普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を当該株式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権が目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集後付与株式の総数を乗じた数とする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の承認を要する等の合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> <p>③当社普通株式 1万1552株</p> <p>④調整前新株予約権の割当の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。</p> <p>募集前付与株式を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当該普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を当該株式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集前付与株式の総数を乗じた数とする。</p> <p>調整前付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の承認を要する等の合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集前付与株式の総数を乗じた数とする。</p>

令和 5年 4月30日変更 令和 5年 5月 9日の記
 募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
 新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定し
 た金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより算出
 ②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株
 式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qt} N(d) - X e^{-rt} N(d - \sigma \sqrt{t})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成27年4月13日の東京証券取引所における当社普通株
 式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 6年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成21年4月13日から平成27年4
 月13日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値にもと
 づき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子
 率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金10
 円) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額
 の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

① 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下、「行使価
 額」という。) は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる
 株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額と
 する。

② 当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株
 式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は
 切り上げる。

③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするや
 むを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のう
 え、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月13日から平成27年4月12日まで。

新株予約権の行使の条件

① 当社の取締役 (社外取締役を除く。) に就任後1年を経過 (死亡退任のと
 きを除く。) し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内は1
 行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。

② 新株予約権を行使できる期間については、平成27年4月13日から平成
 27年4月12日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定
 する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

上記の各条に定める事項が株主総会 (株主総会の承認を要しない場合は取締役
 会) で承認されたときは、本行使の新株予約権については当社が募集

	<p>で取得することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 <p>②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。</p>
	<p>ライオン株式会社平成28年第1回株式報酬型新株予約権 新株予約権の数 5354個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>①当社普通株式 5354株</p> <p>②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。</p> <p>募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> <p>調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権割当たる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から④の各数値にもとづき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。</p> $C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + (r - q + \frac{\sigma^2}{2})T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>①1株当たりのオプション価格（C）</p> <p>②株価（S）：平成28年1月12日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準価格）</p> <p>③行使価格（X）：100円</p>

- ④予想残存期間 (T) : 6年
- ⑤ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成22年1月12日から平成28年1月12日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値にもとづき算出した株価変動率
- ⑥無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヶ月の実績配当金10円) \div 上記②に定める株価
- ⑧標準正規分布の累積分布関数 (N (\cdot))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ①各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下「行使価額」という。) は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ②当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- ③当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年1月12日から平成58年1月11日まで。

新株予約権の行使の条件

- ①当社の執行役員の在任期間が1年以上経過 (死亡退任のときを除く。) し、その地位を喪失した日または従業員退職日のいずれか遅い日または取締役就任した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。ただし、取締役会は、執行役員の在任期間が1年未満または在任期間が1年以上で任期途中でその地位を喪失した場合または従業員を退職した場合または取締役に就任した場合において、発行から1年経過していない新株予約権を在任期間 (1ヶ月未満は1ヶ月とする。) に応じて按分して行使することができる旨決議することができる。この場合按分により算出された1個未満の端数は切り捨てる。
- ②新株予約権を行使できる期間については、平成28年1月12日から平成58年1月11日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ①次の各号に掲げる事項が株主総会 (株主総会の承認を要しない場合は取締役会) で承認されたときには、未行使の新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 - 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 - 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式につい

て当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- ②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。

ライオン株式会社平成28年第2回株式報酬型新株予約権
新株予約権の数

1万7589個

7767個

令和5年4月30日変更 令和5年5月9日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

①当社普通株式 1万7589株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

①当社普通株式 7767株

②募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。

募集新株予約権を発行する日（以下、「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使または消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

令和5年4月30日変更 令和5年5月9日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨の新株予約権を割当てる日におけるブラック・ショールズモデルにより算定した金額を払込金額とする。次式のブラック・ショールズモデルにより以下の②から①の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とする。

$$C = S e^{-qT} N(d) - X e^{-rT} N(d - \sigma\sqrt{T})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

- ① 1株当たりのオプション価格 (C)
- ② 株価 (S) : 平成28年4月18日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (終値がない場合は、翌取引日の基準値段)
- ③ 行使価格 (X) : 1円
- ④ 予想残存期間 (T) : 6年
- ⑤ ボラティリティ (σ) : 6年間 (平成22年4月18日から平成28年4月18日まで) の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値にもとづき算出した株価変動率
- ⑥ 無リスクの利子率 (r) : 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り (q) : 1株当たりの配当金 (過去12ヵ月の実績配当金10円) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数 (N (・))

なお、新株予約権者の当社に対する報酬債権と募集新株予約権の払込金額の払込債務を相殺し、募集新株予約権を取得させるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- ① 各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- ② 当社が当社普通株式につき株式の併合を行う場合には、行使価額は当該株式の併合比率に応じ比例的に調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
- ③ 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成28年4月18日から平成28年4月17日まで。

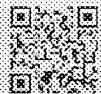
新株予約権の行使の条件

- ① 当社の取締役 (社外取締役を除く。) に就任後1年を経過 (死亡退職のときを除く。) し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当っては発行された新株予約権を一括して行使する。
- ② 新株予約権を行使できる期間については、平成28年4月18日から平成28年4月17日までおよび上記①の期間内で当社取締役会において決定する。

当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 次の各号に掲げる事項が株主総会 (株主総会の承認を要しない場合は取締役会) で承認されたときには、本行及び新株予約権については当社が無償で取得することができる。
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案
 - 2) 当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案
 - 3) 当社が分割会社となる吸収分割契約書または新設分割契約書承認の議案
 - 4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得につ

	いて当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 5) 募集新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 ②前項のほか、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当社が無償で取得し消却することができるものとする。
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社
登記記録に関する事項	令和5年1月1日東京都墨田区本所一丁目3番7号から本店移転 令和5年1月6日登記



これは登記簿に登録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書類である。

令和5年5月30日
東京法務局台東出張所
係長 佐藤 隆

中 泉 英 知

